

城里町男女共同参画実施計画

平成19年度～平成21年度

平成19年4月

城 里 町

目 次

| | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 計画の概要 | 1 |
| 3 | 城里町男女共同参画基本計画 体系表 | 2 |
| 4 | 計画を推進するための施策・事業等 | 4 |
| | 基本目標1 人権尊重と男女平等の意識づくり | 4 |
| | (1) 男女共同参画社会の視点からみた慣行や仕組みの見直し | 4 |
| | (2) 男女平等教育の推進 | 4 |
| | (3) 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成 | 6 |
| | 基本目標2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり | 7 |
| | (1) 男女がともに世代を超えて参画できる地域社会づくり | 7 |
| | (2) 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大 | 7 |
| | (3) 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、活動できる社会の推進 | 9 |
| | 基本目標3 男女共同参画の社会環境づくり | 11 |
| | (1) 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立 | 11 |
| | (2) 男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり | 13 |
| | (3) あらゆる暴力行為の防止と根絶 | 14 |
| | 基本目標4 男女共同参画を着実に推進する体制づくり | 16 |
| | (1) 男女共同参画参画社会についての情報提供と相談苦情の受付け体制 | 16 |
| | (2) 計画の進捗や実現性の確保と管理の実施 | 16 |
| | (3) 多様な人と組織の連携による推進 | 16 |
| 5 | 指標項目 | 17 |

1 はじめに

町では、男女が互いの人権を尊重し、個性を認め合いながら、自分らしさと能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すため、平成19年3月に施策の大綱となる「城里町男女共同参画基本計画」(計画期間：平成19年度～平成23年度)を策定しました。

「城里町男女共同参画実施計画」は、城里町男女共同参画基本計画に基づく取組みをより実効あるものとするため、基本計画で定める取組み方針ごとに、その具体的な施策の方向を示したものです。

平成19年度から平成21年度までの3年間を計画期間とし、今後の社会経済情勢の変化や町民のニーズを踏まえ、毎年ローリング方式で評価・見直しを行います。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画社会形成のための具体的な取組みを推進しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 計画の概要

計画の性格

城里町男女共同参画基本計画の基本目標、取組み方針、施策の方向を具体化し、今後の効果的な取組みを行うことを目的としています。

計画期間

平成19年度～平成21年度

| 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------------------------------|--------------------|--------------------|------|------|
| 城里町男女共同参画基本計画(平成19年度～平成23年度) | | | | |
| 城里町男女共同参画実施計画(当初) | | | | |
| | 城里町男女共同参画実施計画(見直し) | | | |
| | | 城里町男女共同参画実施計画(見直し) | | |

計画の構成

本計画は、次により構成されています。

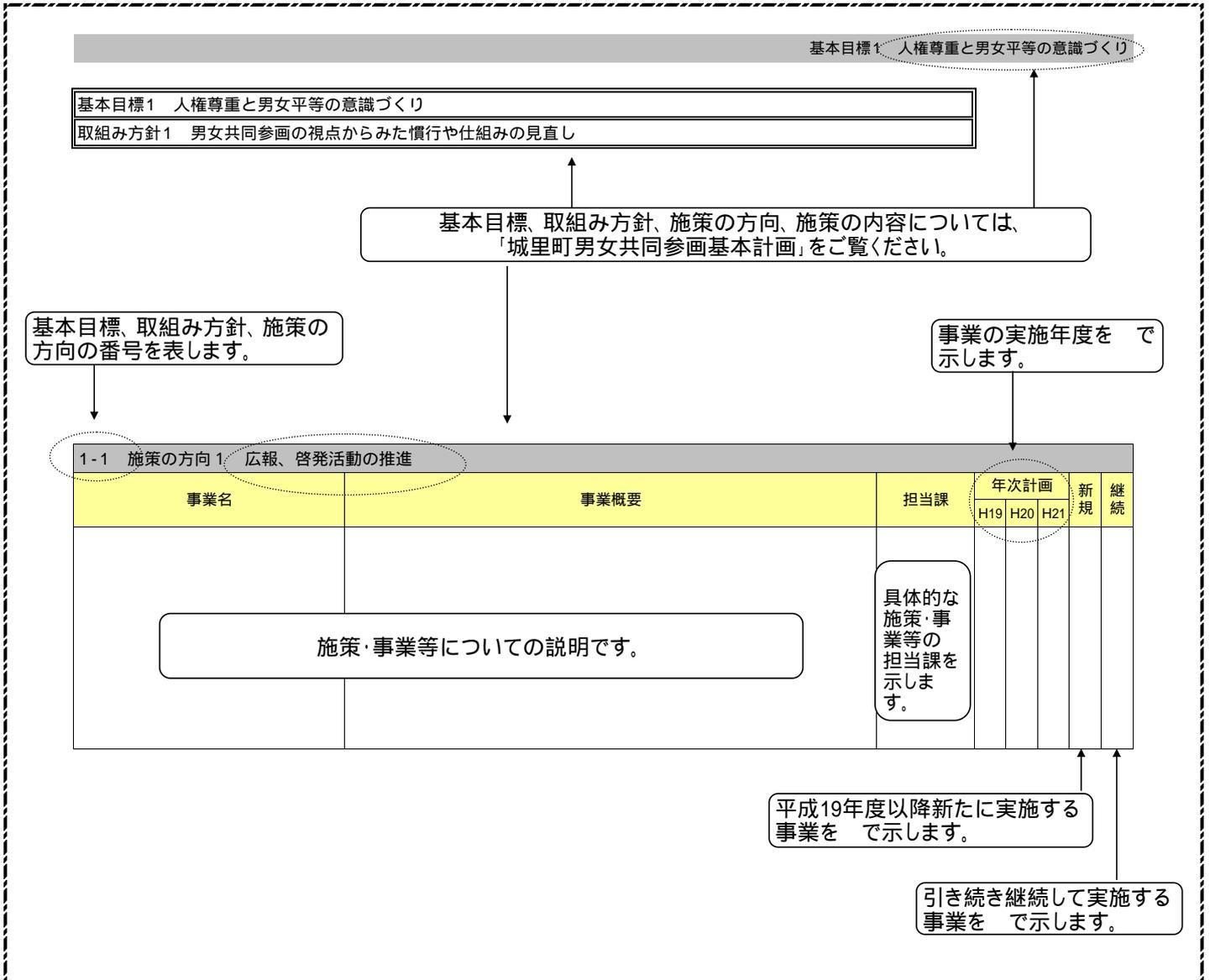
- 3 城里町男女共同参画基本計画 体系表
- 4 計画を推進するための施策・事業等
- 5 指標項目

3 城里町男女共同参画基本計画 体系表

| 基本理念 | 基本目標 | 取組み方針 | 施策の方向 | 事業数 |
|----------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 男(ひと)と女(ひと)がともに輝くまち じろやと | 1 人権尊重と 男女平等の 意識づくり | 1 男女共同参画社会の視点からみた 慣行や仕組みの見直し | 1 広報、啓発活動の推進 | 2 |
| | | | 2 定期的な意識調査などによる実態の把握 | 4 |
| | | 2 男女平等教育と学習の推進 | 1 生涯学習の推進 | 7 |
| | | | 2 教育・保育の推進 | 4 |
| | | | 3 地域活動における意識の改革 | 2 |
| | | | 4 行政組織における意識の改革 | 3 |
| | | 3 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成 | 1 情報における人権の尊重 | 3 |
| | 2 男女が平等に あらゆる分野に 参画できる 機会づくり | 1 男女がともに世代を超えて参画できる 地域社会づくり | 1 政治・行政・企業・団体における女性参画の促進 | 3 |
| | | | 2 人材の育成と人材の情報の提供 | 1 |
| | | 2 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大 | 1 雇用における男女共同参画の推進 | 7 |
| | | | 2 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進 | 5 |
| | | | 3 仕事と家庭生活の両立支援 | 4 |
| | | 3 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、 活動できる社会の推進 | 1 家庭への男性の積極的参画の推進 | 1 |
| | | | 2 子育て支援の促進 | 4 |
| | | | 3 介護・介助支援の促進 | 3 |
| | | | 4 地域活動などへの参画促進 | 3 |
| | | 3 男女共同参画の 社会環境づくり | 1 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立 | 1 保健・医療・福祉サービスの充実 |
| | 2 高齢者への支援 | | | 5 |
| | 3 障害者への支援 | | | 7 |
| | 4 ひとり親家庭への支援 | | | 2 |
| | 2 男女がともに健康で明るい生涯を 送るための環境づくり | | 1 安心して暮らせる社会支援 | 3 |
| | | | 2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立と支援 | 2 |
| | | | 3 女性の生涯にわたる健康支援 | 3 |
| | | | 4 男性の心身の健康支援 | 2 |
| | | | 5 職場における健康支援 | 2 |
| | 3 あらゆる暴力行為の防止と根絶 | | 1 暴力を許さない意識と環境づくり | 1 |
| | | | 2 ドメスティック・バイオレンスへの対策 | 2 |
| | | | 3 児童虐待の予防と対策 | 1 |
| 4 高齢者に対する虐待の予防と対策 | | | 2 | |
| 5 セクシュアル・ハラスメントなどへの対策 | | 4 | | |
| 4 男女共同参画を 着実に推進する 体制づくり | 1 男女共同参画社会についての情報提供と 相談苦情の受け付け体制 | | 3 | |
| | | 2 計画の進捗や実現性の確保と管理の実施 | 5 | |
| | | 3 多様な人と組織の連携による推進 | 5 | |

《資料の見方》

実施計画は、「城里町男女共同参画基本計画」の体系図に沿って、基本目標、取組み方針、施策の方向、施策、事業を掲載しています。
それぞれの項目の説明については、下記のとおりです。



4. 計画を推進するための施策・事業等

基本目標1 人権尊重と男女平等の意識づくり

取組み方針1 男女共同参画社会の視点からみた慣行や仕組みの見直し

1-1 施策の方向1 広報、啓発活動の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|---|--|-----|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 「城里町男女共同参画基本計画」の広報、普及（町のホームページを利用した情報の発信） | 町のホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、意識の高揚を図る。 | 総務課 | | | | | |
| 「城里町男女共同参画基本計画」の広報、普及（啓発パンフレットの作成） | 啓発パンフレット等を作成（広報紙への掲載を含む。）し、全戸配布することにより、男女共同参画意識の浸透を図る。 | 総務課 | | | | | |

1-1 施策の方向2 定期的な意識調査などによる実態の把握

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|----------------------------|---|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 定期的な意識調査などによる実態の把握 | 男女共同参画の視点で社会制度や慣行について調査を行うことにより、これまでの取組みが町民生活や社会経済に与えた影響を検証するとともに、今後、町が取組むべき課題と施策の方向性を明らかにする。 | 総務課 | | | | | |
| 男女共同参画に関する資料の収集・提供 | 男女共同参画に関する資料や情報を収集し、職員や町民に提供するとともに、今後の参考とする。 | 総務課 | | | | | |
| 男女共同参画の視点による統計・データの収集および整備 | 男女共同参画に関する実態を把握し、計画及び女性政策を推進していくうえでの基礎資料として活用する。 | 総務課 | | | | | |
| 統計データの男女別集計の促進 | 男女別でデータをとることで男女共同参画に関する現状を把握する。 | 企画財政課 | | | | | |

取組み方針2 男女平等学習教育と学習の推進

1-2 施策の方向1 生涯学習の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|---------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 生涯学習推進事業 | ・公民館において各種講座（1日講座・継続講座）を開催する。 ・男性を対象とした料理教室、親子講座、各年代に合わせた講座を開催する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 生涯学習推進事業 | 文化協会による自主的な生涯学習への参加を促進する。 | 教育委員会 | | | | | |
| ウイークエンドスクール事業 | 健全な青少年を育成するため、地域における児童・生徒の学校外活動としての場や機会を充実させ、幅広い分野での事業展開を図る。 | 教育委員会 | | | | | |

| 1-2 施策の方向1 生涯学習の推進 | | | | | | | |
|---|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| ふれあいの船事業 | 町内の小学校6年生を対象に、北海道の雄大な自然の中での活動や船を利用した集団活動を通して、相互の心のふれあいや自然とのふれあいを深めるとともに、通常の学校生活では得られない貴重な体験をとおし、心身ともに調和のある人間形成を図る。 | 教育委員会 | | | | | |
| 男女共同参画関連の講演会の開催 | 多くの人に男女共同参画の認識を深めていただくため、講演会を開催する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 働いている人が参加しやすい日時等に配慮した講座・講演会の拡充 | 勤労者世代にも、生涯学習に参加してもらえるよう開催時間を配慮する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 働いている人が参加しやすい日時等に配慮した男女共同参画に関する講座・講演会等の拡充 | より多くの町民に男女共同参画に関する情報を発信するため、講座等の開催に際し、働いている人が参加しやすい日時等に配慮して、知識を習得する機会を設ける。 | 教育委員会 | | | | | |
| 1-2 施策の方向2 教育・保育の充実 | | | | | | | |
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 男女平等の教育・保育の充実 | 学校・幼稚園での全体生活に関する情報提供や意識啓発を図る。また、男女平等意識の醸成を図るために、男女混合名簿の使用の推進を図る。 | 教育委員会 | | | | | |
| 性別にとらわれない個性と能力を生かす進路指導 | 幼稚園・小学校・中学校間の連携の推進を図るとともに、性別役割意識にとらわれないで、児童生徒が主体的に進路選択できるような進路指導に努める。 | 教育委員会 | | | | | |
| 家庭教育学級 | 町内の幼稚園・各小中学校児童の保護者を対象に親子のふれあいや食育に関する講演会等を開催し、保護者の学習機会の充実を図るとともに、家庭教育の促進を図る。 | 教育委員会 | | | | | |
| 学校における人権教育の推進 | 性差別のない人権尊重の教育の推進する。また、人権擁護委員による人権教室を実施する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 1-2 施策の方向3 地域活動における意識の改革 | | | | | | | |
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 男女共同参画推進モデル地区の検討 | 地域社会から男女平等の意識の確立を図るため、地区の協力を得て男女平等な地域活動運営のモデル活動を実施する。 | 総務課 | | | | | |
| 多世代交流による地域活動の促進 | 年齢や世代によって異なる男女平等への意識などを解消し、次世代の男女平等のあり方を身につけていくため、多世代交流の地域活動を支援する。 | 教育委員会 | | | | | |

基本目標1 人権尊重と男女平等の意識づくり

| 1-2 施策の方向4 行政組織における意識の改革 | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-----|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 行政における男女混合名簿の定着化と会議の座席指定の解消 | 必要のない順序づけは、差別につながる可能性があることを考慮し、男女混合名簿を定着化させるとともに、会議における座席指定の解消を図る。 | 全課 | | | | | |
| 職員の研修強化 | 地方分権時代に相応しい自主的・自立的な行財政運営体制を目指すため、それを担う職員の資質向上や能力開発を図る。 | 総務課 | | | | | |
| 男女共同参画関連の階層別研修の実施 | 職員の男女共同参画社会に対する知識の習得と意識の向上を図る。 | 総務課 | | | | | |

取組み方針3 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成

| 1-3 施策の方向1 情報における人権の尊重 | | | | | | | |
|------------------------|---|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 行政が発信する情報における表現の留意 | 男女共同参画に関する情報を町民が正しく理解できるよう、町が発行する印刷物等について、男女共同参画の視点を導入する。また、関係機関等が発行する広報物等に対しても人権への配慮がなされるよう働きかける。 固定観念による表現、不平等な表現の点検・見直しを実施する。 情報表現に関するチェック機能の充実を図る。 男女共同参画の視点に立った広報・出版物に関するガイドラインを作成する。 | 全課 | | | | | |
| 人権問題講演会等の開催 | 人権問題について、偏見や差別の不合理を理解し、正しい認識を深めるため、講演会等を開催する。 | 教育委員会 | | | | | |
| メディア・リテラシー教育の推進 | メディアの情報の中には、人権に対する配慮に欠けているものや固定的性別役割を強調するものが少なくない。これらの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)をつけることができるよう努める。 | 総務課 | | | | | |

基本目標2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり

取組み方針1 男女がともに世代を超えて参画できる地域社会づくり

2-1 施策の方向1 政治・行政・企業・団体における女性参画の促進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|---|--|-----|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 政策への女性の意見反映の機会拡大 (女性の参加の促進) | 町の政策・方針決定の場への女性の参加を拡大するため、公募制などを取り入れ女性の積極的登用に努め、女性のいない委員会の解消を図る。 | 全課 | | | | | |
| 政策への女性の意見反映の機会拡大 (各種委員会に占める女性の比率の公表) | 広報紙やホームページを活用し、各種委員会に占める女性の比率の公表することにより、公平性及び透明性を確保する。 | 総務課 | | | | | |
| 選挙啓発の促進 | 選挙時における公(広)報、街頭啓発等により、選挙を通して女性の政治的関心を高めるとともに、政治への参画を促進する。 | 総務課 | | | | | |

2-1 施策の方向2 人材の育成と人材の情報の提供

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|---------|--|-----|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 市町村職員研修 | 市町村職員研修へ研修生を派遣し、能力開発や職務に取組む意欲を高め、職場の活性化や部下の育成等のマネジメント能力の向上を図る。 | 総務課 | | | | | |

取組み方針2 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大

2-2 施策の方向1 雇用における男女共同参画の推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|------------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 就職・再就職支援の充実 | 働く女性の母性を保護するため、事業者・労働者に対して、男女雇用機会均等法や労働基準法の規定などの周知徹底を図る。 | 産業振興課 | | | | | |
| パートタイム労働者・派遣社員・在宅労働者の労働条件の向上 | 短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するよう、パートタイム労働法や労働者派遣法の普及を促進する。 | 産業振興課 | | | | | |
| 男女雇用機会均等法などの啓発 | 事業者に対して、男女雇用機会均等法などの周知徹底を図る。又、職場における男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、町民を対象にセミナーの開催や広報など周知に努める。 | 産業振興課 | | | | | |
| 男女共同参画に関する職員研修の充実 | 町の施策が男女共同参画社会の形成に配慮して実施されるよう、職員への研修を実施する。 | 総務課 | | | | | |

基本目標2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり

| 2-2 施策の方向1 就職・再就職支援の充実 | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 女性職員の管理監督者への登用促進と職域拡大 | 公務部門に多様な視点を持った優秀な人材を確保するためにも、女性の幹部登用は重要である。また、成績主義の原則からして、基本的には男女間で登用のルールに差をつけてはならないが、現在、女性にある種のハンディがあるのは事実であり、女性の幹部職員がもっと増えるように育成を含めて登用方を検討する必要がある。 効果的なジョブローテーション等の活用により職域拡大や女性の積極的登用に努める。 男女共同参画による運営を推進するため、女性職員を管理監督者へ登用する。また、あらゆる職域における男女のバランスを確保する。 | 総務課 | | | | | |
| 男女雇用機会均等法、パート労働法等、労働関連法のPR、啓発 | 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の周知徹底に努め、女性の雇用の場における諸問題を解決するため雇用者や事業主への啓発を促すとともに、女性就労者の自覚を高めるための啓発の充実を図る。 | 産業振興課 | | | | | |
| 労働関連法に関する啓発および学習機会の充実 | 女性の働く権利の保障と男女平等の職場づくりを目指すため、労働関連法の周知を徹底し、法律に関する知識や理解の向上を図る。 | 産業振興課 | | | | | |

| 2-2 施策の方向2 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進 | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 女性の経営参画への促進 | 家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上のため、関係機関との連携を図るとともに、相談体制の充実を図る。 | 産業振興課 | | | | | |
| 女性の起業などの経営参画の促進 | 特産品加工部会や直売組合員などの販売活動を支援するとともに、経営参画の促進を図る。 | 産業振興課 | | | | | |
| 男女共同参画意識の啓発 | 農業などの自営業者に対する男女共同参画意識の啓発を図る。 | 産業振興課 | | | | | |
| 家族経営協定推進事業の拡充 | 家族間の話し合いにより、個人の役割分担、就業条件、収益の分配、経営の継承等を締結する家族経営協定の締結を促進し、女性の働く意欲が増し能力を発揮できる環境を整備する。 | 農業委員会 | | | | | |
| 農村女性育成事業の充実 | 認定農業者の認定など、意欲的に取組む女性農業士の活動を促進するとともに、特産品開発研究グループ等を育成する。 | 産業振興課 | | | | | |

| 2-2 施策の方向3 仕事と家庭生活の両立支援 | | | | | | | |
|----------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 育児休業制度・介護休業制度の趣旨の徹底および取得促進 | 関連法律及び労働保険事務組合事業を窓口等で啓発する。 | 産業振興課 | | | | | |
| フレックスタイムの導入検討 | 家庭生活と労働の両立、地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境を整備するため、フレックスタイムの導入を検討する。 | 総務課 | | | | | |

| 2-2 施策の方向3 仕事と家庭生活の両立支援 | | | | | | | |
|----------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 労働時間の短縮、ボランティア休暇の取得促進 | 関連法律及び労働保険事務組合事業を窓口等で啓発する。 | 産業振興課 | | | | | |
| ハローワーク等との連携強化による雇用情報の積極的発信 | 一人でも多くの方が希望の職種に就職できるよう、ハローワーク等との連携を図り、情報を提供する。 | 産業振興課 | | | | | |

取組み方針3 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、活動できる社会の推進

| 2-3 施策の方向1 家庭への男性の積極的参画の推進 | | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 家事や育児、介護など家庭内労働を男女がともに担うための講座の開催 | 男性が家庭内労働に参加するためのノウハウを学ぶ講座を開催する。 | 教育委員会 | | | | | |

| 2-3 施策の方向2 子育て支援の促進 | | | | | | | |
|---------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 子育て支援事業 | 妊婦を対象とした母親学級、乳幼児を持つ母親を対象とした乳児相談や離乳食教室、親子教室（にこにこ広場、おむすびころりん）を開催し、子育てを支援する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 放課後児童健全育成事業 | 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、学童保育専用施設及び保育所等を利用し、適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図る。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 次世代育成支援金 | 第3子の出生時及び第3子が3歳・6歳に到達した際に、その幼児を養育している保護者に対し10万円を支給する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 次世代育成支援対策 | <p>次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部署の所属長を構成員とした行動計画推進委員を設置する。</p> <p>管理職や職員に対し、次世代育成支援対策に関する研修・講習、情報提供等を実施する。</p> <p>仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び相談・情報提供等を適切に実施するための担当者を配置する。</p> <p>啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。</p> <p>行動計画推進委員において、本計画の実施状況や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を行う。</p> | 総務課 | | | | | |

| 2-3 施策の方向3 介護・介助支援の促進 | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 介護サービス整備事業 | 要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤を計画的に整備する。 | 保険課 | | | | | |
| 介護予防事業 | 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から効果的な介護予防サービスを提供する。 | 保険課 | | | | | |
| 介護相談窓口事業 | 高齢者が安心して生活を続けられるよう、関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談・支援を通じて制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行う。 | 保険課 | | | | | |
| 2-3 施策の方向4 地域活動などへの参画促進 | | | | | | | |
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 女性会運営事業 | 地域独居老人慰問・スクールパトロールの実施・日赤奉仕団等の社会奉仕活動や会員相互の教養を高める講座・教室の開催等を行う女性団体を支援する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 高校生会運営事業 | 学生生活のあり方を考え、自発的な行動により自己の向上を図るとともに、地域との交流を深める高校生会の運営を支援する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 防火クラブ運営育成 | 女性の防火クラブを対象に、初期消火訓練及び救急救命講習会等の開催など、活動運営費の一部を負担し、消防防災活動を支援する。 | 総務課 | | | | | |

基本目標3 男女共同参画の社会環境づくり

取組み方針1 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立

3-1 施策の方向1 保健・医療・福祉サービスの充実

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|----------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 予防接種事業 | 予防接種法に基づく各種予防接種（BCG・ポリオ・麻疹風疹・3種混合など）を実施し疾病を予防する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 乳幼児の健康診査 | 1歳児歯科健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児・母の歯健診、2歳6ヶ月歯科健診、3歳児健診、妊婦・乳児健診（医療機関に委託）を実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 健康診査事業 | がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を図るため、基本健診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、乳がん検診（視触診・超音波・マンモグラフィ）、子宮がん検診を実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 健康づくり事業 | 健診結果説明会、糖尿病予防教室、リフレッシュ教室、元気チャレンジ教室、筋力アップ教室、骨粗しょう症予防教室等を実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 機能回復訓練事業 | 脳血管疾患等で麻痺や筋力低下のある40歳以上で、医療終了後、継続的にリハビリが必要な者を対象に実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 精神保健事業 | こころの病を持つ者のための社会生活訓練とこころの病を持つ者とその家族を対象とした相談会を実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |

3-1 施策の方向2 高齢者への支援

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|--------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 介護予防事業（高齢福祉） | 緊急通報システムの貸与や配食サービスなどを行ない、高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう支援する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 愛の定期便事業 | 在宅で75歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、隔日ごとに乳製品等を配布することで安否の確認などを行なう。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 訪問介護員養成講座 | 中学生及び高齢者等を対象にホームヘルパー3級の養成講座を開設し、3級ヘルパーの養成を行なうとともに、高齢者・障害者への介護に関する啓発を行なう。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 公営住宅建設事業 | 公営住宅を改築する際に居住環境のバリアフリー化を推進する。 | 都市建設課 | | | | | |
| 町道改修事業 | 町道改修時に歩道のバリアフリー化を推進する。 | 都市建設課 | | | | | |

| 3-1 施策の方向3 障害者への支援 | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 障害福祉サービス | 障害者（児）が自立した生活が送れるよう、機能や目的に応じたサービスを提供し、ニーズに即した効果的な支援を行う。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 自立支援医療（更生医療） | 障害者が手術を行うことなどにより、障害を軽減あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担し、医療費の軽減を図る。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 補装具費の支給 | 障害者の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、日常生活又は就学、就労に用いる用具の購入や修理に係る費用を支給する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 地域生活支援事業 | 障害者（児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、福祉の増進を図る。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 障害（児）者福祉手当の支給 | 重度の障害があるため、日常生活において常時介護の必要性のある者やその児童を家庭で養育している保護者等に手当を支給する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 公営住宅建設事業（再掲） | 公営住宅を改築する際に居住環境のバリアフリー化を推進する。 | 都市建設課 | | | | | |
| 町道改修事業（再掲） | 町道改修時に歩道のバリアフリー化を推進する。 | 都市建設課 | | | | | |
| 3-1 施策の方向4 ひとり親家庭への支援 | | | | | | | |
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 児童扶養手当の支給 | 父母の何らかの理由により父親と生計をともにしていない児童の母親、又は母に代わってその児童を養育している者に対し、児童の家庭の生活安定を図るための手当を支給する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 親と子ふれあい事業 | 母子家庭・父子家庭の親子を対象に、クリスマス会等を開催し、親子の交流を深めるとともに、地域の輪を広げる。 | 健康福祉課 | | | | | |

| |
|---|
| 施策の方向2 男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり |
|---|

| |
|-------------------------------|
| 3-2 施策の方向 安心して暮らせる社会支援 |
|-------------------------------|

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|----------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 年齢層に応じてスポーツ・レクリエーション活動が手軽に親しめるよう、身近な仲間によるスポーツグループや家族ぐるみで参加できるファミリースポーツ行事等を充実するとともに、各種スポーツの指導者の養成を図りながら組織体制づくりに努める。 | 教育委員会 | | | | | |
| 薬物乱用防止の教育の推進 | パンフレット等を配布し、意識の啓発を図る。また、薬物乱用防止教室を開催し教育の推進を図る。 | 教育委員会 | | | | | |
| 喫煙・飲酒の健康被害に関する教育 | パンフレット等を配布し、意識の啓発を図る。 | 教育委員会 | | | | | |

| |
|--|
| 3-2 施策の方向2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立と支援 |
|--|

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|-------------------------|---------------------------------------|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 生命と性を尊重する啓発、教育の推進 | パンフレット等を配布し、意識啓発を図り生と性を尊重する教育の推進を図る。 | 教育委員会 | | | | | |
| 学校における人権尊重の視点に基づく性教育の推進 | 健康管理・生命尊重の観点から、性感染症予防に関する正しい知識の啓蒙を図る。 | 教育委員会 | | | | | |

| |
|---------------------------------|
| 3-2 施策の方向3 女性の生涯にわたる健康支援 |
|---------------------------------|

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|-------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 健診事業の充実 | 基本健診・婦人の健康づくり健診・婦人科がん検診を実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 女性の心と体のリフレッシュを目指した講座の開催 | 定期講座・1日講座において、各種講座を開催(アロマ&ハーブ・ヨガ・気功等)する。 | 教育委員会 | | | | | |
| 妊婦・乳児健康診査事業の充実 | 妊婦の疾病予防や異常の早期発見、安全な分娩と健やかな児の出生に向けて支援する。又、乳児の発育、発達の確認、疾病や異常の早期発見など、乳児の健康の保持増進を図る。 | 健康福祉課 | | | | | |

| |
|------------------------------|
| 3-2 施策の方向4 男性の心身の健康支援 |
|------------------------------|

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|---------------|----------------------------|-------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 健診事業の推進(再掲) | 基本健診・成人病健診を実施する。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 健康管理に関する講座の開催 | 健康維持、管理の知識習得を目的とする講座を開催する。 | 教育委員会 | | | | | |

| 3-2 施策の方向5 職場における健康支援 | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 職場における健康対策 | 生活習慣病検診及び各種検診等を実施することにより、生活習慣病等の早期発見・早期予防を図る。 | 総務課 | | | | | |
| 女性労働者への母性保護および健康に関する情報の周知徹底と情報提供の拡大 | 働く妊婦に、妊娠中・出産・育児に関する制度（サポート）などの情報を提供することで、仕事と子育ての両立を支援するとともに、女性労働者の健康維持及び認識を深める。 | 総務課 産業振興課 | | | | | |

取組み方針3 あらゆる暴力行為の防止と根絶

| 3-3 施策の方向1 暴力を許さない意識と環境づくり | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------------|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| DV問題に関する広報・パンフレット等の配布 | 暴力根絶に向けての意識啓発を図り、被害の発生を未然に防ぐ気運を醸成する。 | 健康福祉課 | | | | | |

| 3-3 施策の方向2 ドメスティック・バイオレンスへの対策 | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 体制の整備 | 関係機関、民間支援団体との連携体制の一層の充実を図るとともに、被害者が安心して相談できる相談窓口の整備に努める。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 被害者への対策 | ドメスティック・バイオレンスの加害者が、不当に住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付を受け、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。 | 町民課 | | | | | |

| 3-3 施策の方向3 児童虐待の予防と対策 | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。 | 健康福祉課 | | | | | |

| 3-3 施策の方向4 高齢者に対する虐待の予防と対策 | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 心配ごと相談所運営事業 | 高齢者を含む町民が日常生活で抱える各種問題に対し、相談窓口を設置し、弁護士等の専門家を始めとした相談員による適切な助言、援助により町民の福祉の向上を図る。 | 健康福祉課 | | | | | |
| 高齢者虐待防止法措置 | 法に基づき高齢者や養護者に対する相談、助言、対応、関係機関との協力、調査等の体制を整備する。 | 健康福祉課 | | | | | |

| 3-3 施策の方向5 セクシュアル・ハラスメントなどへの対策 | | | | | | | |
|--------------------------------|--|-----|------|-----|-----|----|----|
| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | 町の方針を明確化し、周知・啓発に努めるとともに、発生後の問題解決のためでなく、未然防止の観点から、相談・苦情等の受付体制を充実する。 ・ 町の方針として、セクシュアル・ハラスメントを許さないことを明確にし、全職員に周知する。 ・ 管理・監督者、一般職員への啓発・研修を行う。 ・ 相談・苦情に対応するための窓口を明確にする。 ・ 相談・苦情に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応する。 | 総務課 | | | | | |
| ストーカーへの対策 | ストーカー行為等の加害者が、不当に住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付を受け、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。 | 町民課 | | | | | |
| ストーカー被害者への対策 | 被害者支援連絡会をはじめ、各関係機関・団体相互の連携を強化するとともに、被害者の状況に応じて適切な機関を紹介することにより、被害者のニーズに応える。 | 町民課 | | | | | |
| ストーカー行為に対する認識の高揚 | 県・警察署から配布されたポスター・パンフレット等を有効に活用しストーカー行為に対する認識の高揚を図る。 | 町民課 | | | | | |

基本目標4 男女共同参画を着実に推進する体制づくり
取組み方針1 男女共同参画社会についての情報提供と相談苦情の受け付け体制

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|---------------------------|--|-----|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 既存窓口を一元化した女性問題専門相談窓口の設置検討 | 女性の立場に立って対応する総合的な相談窓口を一元化し、より実態に即した相談体制の整備に努める。 | 総務課 | | | | | |
| 関係機関と連携した女性問題相談体制の確立 | 地域や家庭で生じる男女に関する問題について、その実情に合わせ相談機関相互の連携により解決を図る。 | 総務課 | | | | | |
| 県の苦情処理機関の活用 | 男女共同参画に関する苦情に対して県の機関を活用する。 | 総務課 | | | | | |

取組み方針2 計画の進捗や実現性の確保と管理の実施

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|-----------------------------------|---|-----|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 庁内推進組織の整備 | 計画の着実な推進を図るため、関係各課と連携するとともに、推進体制を強化するため、庁内推進組織を整備する。 | 総務課 | | | | | |
| 城里町男女共同参画プラン策定委員会による評価 | 定期的に城里町男女共同参画プラン策定委員会を開催し、施策の進捗状況を評価するとともに、見直しを行う。 | 総務課 | | | | | |
| 職員へのプラン概要版の配布 | 率先して計画推進を図る立場の職員に対し、計画内容を周知する。 | 総務課 | | | | | |
| 広報を通じた進捗状況の公表 | 男女共同参画社会の実現に向けて、町民に計画の進捗状況を公表し、町民一人ひとりの意識の変革を促進する。 | 総務課 | | | | | |
| 男女共同参画担当セクションの組織拡大を視野に入れた適正な人員の配置 | 男女共同参画を担当するセクションが、業務を適切に遂行できるよう、適正な人員の確保と組織体制の整備に努める。 | 総務課 | | | | | |

取組み方針3 多様な人と組織の連携による推進

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 年次計画 | | | 新規 | 継続 |
|--------------------------------|---|--------------|------|-----|-----|----|----|
| | | | H19 | H20 | H21 | | |
| 女性団体等の育成 | 男女共同参画の視点から公益的な活動を行う地域の女性団体等に必要な情報を提供し、支援を行う。 | 全課 | | | | | |
| 男女共同参画に関する活動への支援 | 男女共同参画を推進する地域活動を支援し、促進する。 | 総務課 | | | | | |
| 町内事業所との協力体制の確立 | 企業との連携を図ることにより、男女平等の労働環境を整備する。 | 総務課 産業振興課 | | | | | |
| 男女共同参画の推進に向けた町内関係団体のネットワーク化の推進 | 広範囲で男女共同参画社会実現に向けた活動をするための体制づくりを推進する。 | 総務課 | | | | | |
| 国・県・他自治体との連携強化 | 国・県の政策などとの整合性を図るとともに、他自治体との情報交換を通じ、男女共同参画政策の向上に努める。 | 総務課 | | | | | |

5 指標項目

| 基本目標 | 取組み方針 | 番号 | 指標項目 | 現況値 (H18) | 目標値 (H21) | 所管課 |
|----------------------------------|--|-----------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|-------|
| 1 人権尊重と男女平等の意識づくり | 1 男女共同参画社会の視点から見た 慣行や仕組みの見直し | 1 | 男女の固定的役割分担意識を持たない町民の割合 | 60.8% | 70.0% | 総務課 |
| | | 2 | 町ホームページ男女共同参画サイトへのアクセス数 | - | 年500件 | 総務課 |
| | 2 男女平等教育と学習の推進 | 3 | 生涯学習講座受講者数（H17年度） | 4,603人 | 4,700人 | 教育委員会 |
| | | 4 | 生涯学習講座における男性の参加割合 | 22.2% | 25.0% | 教育委員会 |
| | | 5 | 小中学校における混合名簿の実施割合 | 小学校 60.0% 中学校 66.6% | 小学校 100.0% 中学校 100.0% | 教育委員会 |
| | 3 | 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成 | - | 指標なし | | |
| 2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり | 1 男女がともに世代を超えて参画できる 地域社会づくり | 6 | 町の管理職における女性職員の割合 | 22.9% | 20%キープ | 総務課 |
| | | 7 | 町の委員会・審議会における女性委員の比率 | 18.9% | 25.0% | 全課 |
| | 2 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大 | 8 | 保育所入所児童数・待機児童数（H19.4.1） | 入所：322人 待機：0人 | 入所：350人 待機：0人 | 健康福祉課 |
| | | 9 | 延長保育事業の実施数 | 5ヶ所 / 5ヶ所 | 5ヶ所 / 5ヶ所 | 健康福祉課 |
| | | 10 | 休日・夜間保育事業の実施数 | 0ヶ所 / 5ヶ所 | 3ヶ所 / 5ヶ所 | 健康福祉課 |
| | | 11 | 一時保育事業の実施数 | 5ヶ所 / 5ヶ所 | 5ヶ所 / 5ヶ所 | 健康福祉課 |
| | | 12 | 家族経営協定締結農家数（H18.3.31） | 28戸 | 35戸 | 農業委員会 |
| | 3 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、 活動できる社会の推進 | 13 | 育児に参加する男性の割合（町民意識調査） | 女性の役割：81.7% 平等に分担：18.0% | 女性の役割：60.0% 平等に分担：30.0% | 総務課 |
| | | 14 | 放課後児童クラブ設置数 | 3ヶ所 | 10ヶ所 | 健康福祉課 |
| | | 15 | 子育て支援センター設置数、相談件数 | 1ヶ所 15件 | 5ヶ所 100件 | 健康福祉課 |
| | | 16 | 3級ホームヘルパー数（養成講座受講者数） | 140人 | 230人 | 健康福祉課 |
| | 3 男女共同参画の社会環境づくり | 1 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立 | 17 | シルバーリハビリ体操指導士数 | 22人 | 40人 |
| 2 男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり | | 18 | 健康診断受診率（受診者数 / 通知者数） | 91.7% | 93.0% | 健康福祉課 |
| 3 あらゆる暴力行為の防止と根絶 | | - | 指標なし | | | |
| 4 男女共同参画を 着実に推進する 体制づくり | 1 男女共同参画社会についての情報提供と 相談苦情の受け付け体制 | - | 指標なし | | | |
| | 2 計画の進捗や実現性の確保と管理の実施 | - | 指標なし | | | |
| | 3 多様な人と組織の連携による推進 | - | 指標なし | | | |

城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム委員名簿

| | 課名等 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|-------|-------|---------|--------------|
| 1 | 総務課 | 課長 | 河原井 宗蔵 | |
| 2 | 企画財政課 | 主査兼係長 | 阿久津 雅志 | |
| 3 | 税務課 | 主幹 | 佐藤 正博 | |
| 4 | 町民課 | 主事 | 海野 裕子 | 平成18年10月1日から |
| | | 主事 | 飯村 聡 | 平成18年9月30日まで |
| 5 | 保険課 | 係長 | 稲川 弘美 | |
| 6 | 健康福祉課 | 主幹 | 山形 幸恵 | |
| 7 | 産業振興課 | 主査兼係長 | 小滝 京子 | |
| 8 | 都市建設課 | 主査兼係長 | 宮田 恵子 | |
| 9 | 下水道課 | 主査兼係長 | 山口 利春 | |
| 10 | 水道課 | 主査兼係長 | 阿久津 恵三 | |
| 11 | 農業委員会 | 主査兼係長 | 所 久美子 | |
| 12 | 教育委員会 | 主幹 | 金子 恭子 | |
| 13 | 会計課 | 課長補佐 | 宇留野 靖子 | |
| 14 | 議会事務局 | 局長補佐 | 菊地 良子 | 平成18年10月1日から |
| | | 主任書記 | 加藤木 美智子 | 平成18年9月30日まで |

【事務局】

| | 課名等 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---|-----|------|-------|----|
| 1 | 総務課 | 課長補佐 | 三村 主 | |
| 2 | 総務課 | 主幹 | 堀口 祐一 | |